

第2章 基本構想の位置づけ

本市は、平成28年（2016年）12月に、「豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例」を制定しました。この条例により、本市は、これまでの総合計画の代わりに、基本構想及び市政経営方針を策定することとしています。

基本構想は、まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す12年間の指針とし、市政経営方針は、基本構想に定めたまちの将来像を実現するための重点的な政策及びその戦略的な進め方を示す4年間の方針として策定することとしています。

これは、基本構想・基本計画・実施計画の三つで構成される従来の総合計画が市政の課題と対応策を網羅的に記載し、その結果、総合的ではあるものの、本市が全体としてめざすまちの将来像とそれを実現するための戦略（道筋）が明確に見えない側面があったことへの反省に基づくものです。

一方、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」は、本市がめざす長期目標を「命への共感に満ちたまち」と定めています。前章に記載した重要課題を克服し、社会潮流に適応しつつ長期目標を達成するためには、適切な中間目標を定めて進んでいく必要があります。

そこでこの基本構想では、その中間目標をこの基本構想における戦略目的（めざすまちの将来像）として設定し、その目的達成のために最も有効と考えられる基本的な手段を記載することとします。

重要課題や社会潮流に対応しながら長期目標である「命への共感に満ちたまち」を実現していくにあたり、当面の12年間（平成30年度～平成41年度）でどこをどのようにめざして進むべきかを定めることとします。

あわせて、市政の総合性を担保するため、市政全分野の施策体系についても第6章に付記することとします。

長期目標と中間目標の関係図

